

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部
を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

野田市長 鈴木 有

野田市告示第80号

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱（令和4年野田市告示第78号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) プラグインハイブリッド自動車

第2条第1項に次の2号を加える。

(8) 集合住宅用充電設備

(9) 住民の合意形成のための資料

第3条第1号中「ための」の次に「定置型の」を加え、「及びこれに付属する設備」及び「、連系させた低圧配電線に余剰の電気が逆流され」を削り、同条第3号アからウまで以外の部分中「電気自動車」の次に「又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）」を加え、同号ア及び同条第4号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同条第5号中「窓の断熱改修及び電気自動車を除く設備」を「家庭用燃料電池システム（エネファーム）、定置用リチウムイオン蓄電システム、太陽熱利用システム又は一般住宅用充給電設備」に改め、同条に次の2号を加える。

(6) 集合住宅用充電設備を設置する住宅は、次の要件を満たすこと。

ア 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。

イ 別表第3に規定する住民以外も充電設備を利用可能な場合の適用を受けようとするときは、補助金の交付を申請する日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

(7) 住民の合意形成のための資料の対象となる住宅は、マンション管理組合が管理するマンション等であること。

第4条第1号中「本市」を「個人（集合住宅用充電設備を設置する者を除く。）
にあつては、本市」に改め、同条第3号中「電気自動車にあつては、」を削り、
「所有権留保付きローン」の次に「（残価設定型の契約を含む。）」を、「場
合」の次に「及びリースにより導入し、所有者がリース事業者等である場合」
を加え、同条第6号中「電気自動車に」を「電気自動車及びプラグインハイブ
リッド自動車に」に改め、「電気自動車を」を削り、「電気自動車の」を「同
じ種類の補助対象設備の」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「電
気自動車」の次に「、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及
び住民の合意形成のための資料」を加え、「同種の」を「同じ種類の」に改め、
同号を同条第8号とし、同条中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を
加える。

(4) 補助対象設備の導入をリースで行う場合には、設置者とリース事業者が
共同で補助事業を行うものとし、リース事業者は、リースを受ける者から
領収する月額リース料金を減額する形で補助金相当分を還元するものとし、
かつ、リース契約については、次のいずれかを満たすものとする。

ア リース期間が第9条第2項に規定する財産処分制限期間以上の契約と
なっていること。

イ アを満たさない場合は、リース期間終了後に設置者が補助対象設備を
購入する契約となっていること。

(5) 集合住宅用充電設備を設置する者は、当該集合住宅用充電設備を設置す
るマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、当該設置に当た
って、当該設置に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進
に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の交付決定通知を受けて
いること。

(6) 住民の合意形成のための資料を作成する者は、充電設備を導入しようと
するマンション等のマンション管理組合であること。

第4条に次の1号を加える。

(10) 集合住宅用充電設備の導入及び住民の合意形成のための資料の作成に
あつては、同一の工事において、この要綱に基づき同じ種類の補助対象設
備の補助を受けていない者であること。

第5条第3項中「電気自動車」の次に「、プラグインハイブリッド自動車、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料」を加え、同条第4項中「電気自動車に」を「電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に」に改め、「電気自動車を」を削り、「おいて」の次に「、補助対象設備の種類ごとに」を加え、同条に次の1項を加える。

5 補助金は、集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料にあつては、補助対象設備の種類ごとに、同一の工事に付き1回に限り交付する。

第6条各号列記以外の部分中「補助対象設備の設置工事等が完了した日（第3条第5号ウに該当する住宅を取得した場合にあつては住宅の引渡しの日とし、電気自動車を取得した場合にあつては自動車検査証に新規登録された日とする。）」を「補助事業の完了の日」に改め、同条第2号中「写し」の次に「（リース契約により設備を導入する場合には、リース事業者が購入する設備の購入費・工事費が確認できる書類及びリース契約書の写し）」を加え、同条中第10号を第15号とし、同条第9号中「第3条第1項第4号」を「第3条第4号」に改め、同号を同条第11号とし、同号の次に次の3号を加える。

(12) 補助対象設備が集合住宅用充電設備及び住民の合意形成のための資料の場合は、マンション等に係る次の書類

ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合を除く。）及び代表者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、住民票等）の写し

イ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）

(13) 補助対象設備が集合住宅用充電設備の場合は、次の書類

ア 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した交付申請書類一式の写し

イ アの交付申請に係る交付決定書類の写し

ウ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し

エ アの実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合に限る。）

オ 別表第3に規定する住民以外も充電設備を利用可能な場合の適用を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板及び周囲の景観が確認できる写真

(14) 補助対象設備が住民の合意形成のための資料の場合は、マンション等に係る次の書類

ア 作成した充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の資料の写し

イ マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われたことが確認できる議事録等

第6条第8号アからエまで以外の部分及び同号ア中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、同号イ中「写し」の次に「（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証及び自動車検査証記録事項の写し）」を加え、同号エを削り、同号を同条第10号とし、同条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、同条第5号中「電気自動車」を「窓の断熱改修にあつては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。」（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び住民の合意形成のための資料」に改め、同号を同条第7号とし、同条第4号中「電気自動車」を「電気自動車等」に改め、「写真」の次に「」（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、同号を同条第6号とし、同条第3号中「写し」の次に「（住民の合意形成のための資料を除く。）」を加え、同号を同条第5号とし、同号第2号の次に次の2号を加える。

(3) 貸与料金の算定根拠明細書（補助対象設備の導入をリースで行う場合に限る。）

(4) 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（法人の場合に限る。）

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(処分の制限)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて補助事業を実施した者（第4項において「実施者」という。）は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、次項に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）は、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。ただし、野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認申請書により市長の承認を得た場合は、この限りでない。

2 財産処分制限期間は、家庭用燃料電池システムにおいては6年、定置用リチウムイオン蓄電システムにおいては6年、窓の断熱改修においては10年、太陽熱利用システムにおいては15年、電気自動車においては4年、プラグインハイブリッド自動車においては4年、一般住宅用充電設備においては5年、集合住宅用充電設備においては5年とする。

3 市長は、第1項ただし書の申請書を受理したときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、野田市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金処分承認（不承認）通知書により、申請者に通知するものとする。

4 実施者は、財産処分制限期間内に第1項に規定する使用等（次項において「違反処分」という。）をしたときは、交付の決定を受けた補助金について、財産処分制限期間の満了日までの残月数（1か月未満の期間は算入しない。）の割合に相当する額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。）を返還しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、当該違反処分が天災、本人の責めに帰さない事故その他のやむを得ない事由による場合であるときは、市長は、返還すべき補助金の全部又は一部を免除することができる。

別表第1家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項中「、国が平成25年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として」を削り、「指定」を「機器登録」に改め、「こと。」の次に「ただし、停電時自立運転機能を有するものに限る。」を加える。

別表第1定置用リチウムイオン蓄電システムの項中「次の要件を満たすもの」を「国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること」に改

め、(1)及び(2)を削り、同表窓の断熱改修の項中「令和元年度」を「令和3年度」に改め、同項の注を次のように改める。

注

- 1 居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間（リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等をいい、キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等を除く。）をいう。ただし、空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認めない。
- 2 換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は、補助対象とできる。

別表第1 電気自動車の項中「駆動する」を「駆動される」に改め、「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同項の次に次のように加える。

プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているもののうち、次の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている4輪のものに限る。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。(3) 自動車検査証の登録年月日又は交付年月日
----------------	--

	<p>が、補助金の交付を受ける年度に属する4月1日から別に定める日までの日付であること。</p> <p>(4) 国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
--	---

別表第1に次のように加える。

<p>集合住宅用充電設備</p>	<p>集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する次の設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。</p> <p>(1) 急速充電設備</p> <p>電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(2) 普通充電設備</p> <p>漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。</p> <p>(3) 蓄電池付急速充電設備</p> <p>主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。</p>
------------------	---

	<p>(4) 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。</p> <p>(5) 充電用コンセントスタンド (4)を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。</p>
住民の合意形成のための資料	マンション管理組合が住民の合意形成のために作成する充電設備の導入に係る説明資料（充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等）で、当該資料を使用することにより、マンション管理組合の総会で集合住宅用充電設備の導入についての議論が行われるものであること。

別表第2窓の断熱改修の項中「ふかし枠」の次に「、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング」を加え、同表電気自動車の項の次に次のように加える。

プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
----------------	----------------------

別表第2に次のように加える。

集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費
住民の合意形成のための資料	充電設備の設置場所見取図、平面図、電気系統図、配線ルート図及び住民の費用負担のシミュレーション等の作成費（事業者への外注費に限る。）

別表第3家庭用燃料電池システム（エネファーム）の項中

「

<p>停電時自立運転機能あり 上限10万円</p>

を

停電時自立運転機能なし

上限 5 万円

」

「

上限 10 万円

に改める。

」

別表第 3 電気自動車の項中「電気自動車」の次に「・プラグインハイブリッド自動車」を加え、同表に次のように加える。

集合住宅用充電設備（急速充電設備・普通充電設備・蓄電池付急速充電設備・充電用コンセント・充電用コンセントスタンド）	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額×1/3 (1基当たり上限50万円)
	住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金の額×2/3 (1基当たり上限100万円)
住民の合意形成のための資料	上限15万円

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。